

第1回小渋ダム水源地域協議会（仮称）

資料

平成16年10月 4日

目 次

説明資料

- 資料 - 1 : 小渋ダム水源地域協議会（仮称）設立趣意書（案） ---P.1
資料 - 2 : 小渋ダム水源地域協議会（仮称）規約（案） -----P.2
資料 - 3 : 運営スケジュール案 -----P.6
資料 - 4 : 水源地域（3市町村）に共通した現状と課題 -----P.7
資料 - 5 : 小渋ダム水源地域ビジョンのあり方と視点（案） -----P.9

参考資料

- 参考資料 - : 水源地域ビジョンの背景・概要、全国の状況 -----P.11
（関連資料 水源地ネット抜粋-----別紙）
参考資料 - : 水源地域ビジョンの他事例（相俣、味噌川ダム）---P.21
（美和ダム・高遠ダム水源地域ビジョンのパンフレット-----別紙）
参考資料 - : 協議会の構成について（経緯） -----P.40

小渋ダム水源地域協議会（仮称） 設立趣意書（案）

小渋ダムが位置する天竜川水系小渋川は、南アルプスの赤石岳に源を発し、伊那盆地の中央部で天竜川に合流する急流河川であり、天竜川上流部では三峰川に次ぐ大支川である。また、流域は、南アルプスと伊那山脈に挟まれた長い菱形の流域で地形の変化にも富んでおり、南アルプスの山々や小渋湖など水、森林、動植物などの自然が豊かな地域である。

小渋ダムは、昭和36年6月に発生した記録的な大洪水を契機に、天竜川の抜本的治水対策の一つとして、昭和38年に建設事業に着手し、昭和44年に完成した。これにより、小渋川のみならず天竜川沿岸の治水安全度は飛躍的に向上するとともに、飯田市・下伊那地域の約57,300世帯に最大出力10,050kwの電力を供給し、天竜川左岸一帯、松川町、豊丘村、喬木村、飯田市下久堅の89.9haにおよぶ耕地に最大1.81m³/sのかんがい用水を安定供給することが可能となった。

ダム周辺においては、水源地域を特徴づける四季折々の水風景を生み出し、自然にふれあう親水環境及びレクリエーションの場が提供されている。特に、小渋ダムで平成12年度より水環境改善事業が実施され、ダム完成以来無水区間であったダム下流に常時放流が行われ、水の流れが復活した。このような中、地域住民は、小渋ダムとの長い付き合いを経て、ダムやその周辺施設を利活用して、さらなる地域の発展を目指しているところである。また、水源地域と下流をはじめ他地域との交流・連携を図る行事なども継続的に行われてきている。しかし、この地域においても全国の地方部と同様に慢性的な人口流出による過疎化や少子高齢化が顕著となっている。

現在、小渋ダムでは新しい事業として、中央構造線等の影響を受けた脆弱な地質と急峻な地形を起因とする堆砂の進行によるダム周辺環境機能等への悪影響に対し、土砂バイパストンネル等の事業が実施されている。また、平成15年度には、小渋ダムが国土交通省による「水源地域ビジョン」の策定ダムに取り上げられ、全国のダムと同様に注目されている。さらに、地元においては、地域の未来に向けた議論が進んでいるところである。

このような背景から、小渋ダム周辺地域の継続的な地域活性化を図る絶好の機会として、本協議会は、水源地域ビジョンの策定を目的として設立するものである。

平成16年10月4日

小渋ダム水源地域協議会（仮称）規約（案）

第1条 設置目的

小渋ダム水源地域協議会（以下「協議会」という。）は、ダムを活かした水資源地域の自立的・継続的な活性化とバランスのとれた発展を視野に置き、「小渋ダム水源地域ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定等を目的とする。

第2条 組織等

1. 協議会は、別紙-1に掲げる会員をもって構成する。
2. 会長は、会員の互選による。
3. 副会長は、会長の指名による。
4. 会長は、会務を統括する。
5. 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等があった場合において、会長の職務を代行する。
6. 協議会は、会員の互選で座長を選出し、座長は、会議の審議を統括する。
7. 会長が必要と認める場合は、会員以外の者を協議会に出席させることができる。
8. 協議会に幹事会及び事務局を設置する。

第3条 幹事会

協議会は、会員の属する団体等において幹事を選出し、幹事会を設置する。幹事会は、別紙-2に掲げる幹事をもって協議会の討議内容を事前準備、検討、調整等を行うものとする。

第4条 事務局

協議会の事務局は、中川村、松川町、大鹿村、天竜川ダム統合管理事務所が担当し、協議会の運営を行う。事務局長は、互選で決定する。

第5条 部会の設置

協議会は、第1条の設置目的を達成するため、必要に応じて各種部会を設置することができる。部会で協議した結果は、協議会に報告し、了解を得ることによって協議会の議事内容に充当されるものとする。部会の運営等詳細については、部会で定める。

第6条 任期

会員の任期は、平成16年10月4日から、協議会終了までの期間とする。なお、途中の転退任にあたっては、後任者をもって充当することを原則とし、これによりがたい場合は会長の裁定による。

第7条 定足数及び議決方法

1. 協議会は、会員の3／4以上の出席をもって成立する。
2. 会員の代理出席は、当該会員の委任状をもって認める。
3. 協議会の表決は出席者の2／3を持って決するものとする。

第8条 情報公開

協議会の議事資料およびビジョンは、一般への公開を原則とする。

第9条 策定の基本

協議会は、次の項目に留意しビジョンの策定にあたるものとする。

1. 流域住民、関係行政機関の連携によるハード（施設等）整備、ソフト（管理・運営人材）対策
2. 天竜川水系小渋川の水を軸とした地域間交流の促進
3. 小渋川流域の産業の振興と育成
4. 南アルプスの山々、小渋川などの自然環境や、地域で育まれている文化環境を活かした地域活性化の促進
5. その他必要な事項

第10条 フォローアップ

ビジョンに基づく事業の実施に際して、ビジョンの効果や水源地域の満足度等を確認し、必要があればビジョンの修正追加を行う。

第11条 雜則

本規約に定めのない事項については、事務局において適宜処理する。

付則 施行日

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

信州大学名誉教授	北澤 秋司
市民団体 天竜川ゆめ会議	会長
中川村渡場地区	総代
中川村桑原地区	副総代
松川町生田 生東区	区長
大鹿村観光協会	商業部会員
小渋川土地改良区	理事長
下伊那漁業協同組合	代表理事組合長
中川村議会	議長
松川町議会	議長
大鹿村議会	議長
上伊那地方事務所	所長
下伊那地方事務所	所長
伊那建設事務所	所長
飯田建設事務所	所長
南信発電管理事務所	所長
南信森林管理署	署長
天竜川上流河川事務所	所長
中川村	村長
松川町	町長
大鹿村	村長
天竜川ダム統合管理事務所	所長

市民団体 天竜川ゆめ会議	事務局長
中川村渡場地区	区議員
中川村桑原地区	地区総代
松川町生田 生東区	副区長
大鹿村観光協会	旅館部会員
小渋川土地改良区	事務局長
下伊那漁業協同組合	漁場管理委員長
上伊那地方事務所	総務課長
下伊那地方事務所	総務課長
伊那建設事務所	管理計画課長
飯田建設事務所	管理計画課長
南信発電管理事務所	総務課長
南信森林管理署	流域管理調整官
天竜川上流河川事務所	砂防調査課長
中川村	建設課長
松川町	建設水道課長
大鹿村	産業建設課長
天竜川ダム統合管理事務所	管理課長

運営工程について(案)

年 月	準 備 会	備 考
平成16年 8月31日	準備会 ・参加機関等の確認	

年 月	協 議 会	幹 事 会	備 考
平成16年10月	第1回 ・協議会設立の趣旨 ・運営方針の協議 ・策定方針の協議		
		第1回 ・運営方針の確認 ・策定方針の確認	
			各種ビジョン の調査分析
平成16年11月		第2回 ・調査実施状況のまとめ	
平成16年12月		第3回 ・ビジョン(素案)の作成	
平成17年 1月	第2回 ・調査等の実施状況の報告 ・ビジョン(素案)の審議		
平成17年 2月		第4回 ・ビジョン(案)の決定	
平成17年 3月	第3回 ・ビジョンの決定		
平成17年 4月以降		第5回 ・パンフレット等策定広報資料 の作成	

小渢ダム水源地域（3町村）の共通した現状と課題

1. 現状

- (1) 人口構成……………高齢者人口比が国・県の比率を大きく上回っている。
若年層の人口比率が低い。
- (2) 産業……………雇用機会が減少しつつある。
農林業は、他地域との差別化の競争が激化している。
(リンゴ、梨など地域的ブランド意識の変化)
- (3) 地形、自然……………平坦地が少なく、急傾斜地が多い。
山や川など、自然が豊かで、地域の誇りとなっている。
- (4) 地域住民の活動……………各町村で民間団体が独自の地域活性化活動を行っている。

1) 大鹿村

森と環境を考える会

里山の保全に携わる人材の育成や、景観・環境の制度づくり（この地域での提案）を行う会。

千葉市小学生の受け入れ（林間学校、農村体験、ホームステイ）

千葉市の小学6年生が、旅館宿泊やホームステイなどをし、村内のインストラクターに指導を受けて、様々な体験活動（農業体験、野外遊びなど）を行う。

楽姓クラブ WAZO

上戸（わぞ）地区内遊休農地の利用、地産地消活動など培った技を活かし、生涯現役で豊かに暮らすことのできる仕組みを地域につくることを目的として活動している。

2) 中川村

少年ふるさと探偵団

J C（青年会議所）が中心となり、青少年健全育成の一環として、中川村の自然探索や自然環境を守る活動などをしている。

地域活性化推進委員会

平成2年度に村の呼びかけにより発足した3地区（大草・葛島・片桐）の委員会で、景観形成、ふるさと再発見、イベント、伝統芸能、都市との交流などの取組をしている。

オートキャンプ場・釣り堀場の運営

四徳川沿いにある村営のオートキャンプ場・釣り堀を地元住民らが管理委託を受け営業をしている。

サイクリングクラブ

村道を利用してサイクリングを行う活動をしている。

JAC(天竜川アユ釣りクラブ)

天竜川におけるあゆ釣りのクラブで会員は、県内・外から構成されている。

うまいものクラブ(渡場地区)

五平餅の会(渡場地区)

「うまいもの会」は、春・秋に、村の男性グループが旬のものを山や川から獲ってきて、料理をして酒を飲む会。

「五平餅の会」は、女性グループが五平餅を作る会。

2つの会は、それぞれの作った料理を交換し合って交流を深めている。

浜松市小沢渡町との交流(葛島・渡場地区)

海のある町との交流行事で、祭りを通じての交流や相互に地場産品を持って行き来している。

NPO法人信州養命の里プロジェクト

遊休農地の有効利用、都市と農村の交流などにより田舎暮らしや魅力あるふる里の構築などを目的として活動している。

3) 松川町

川会議

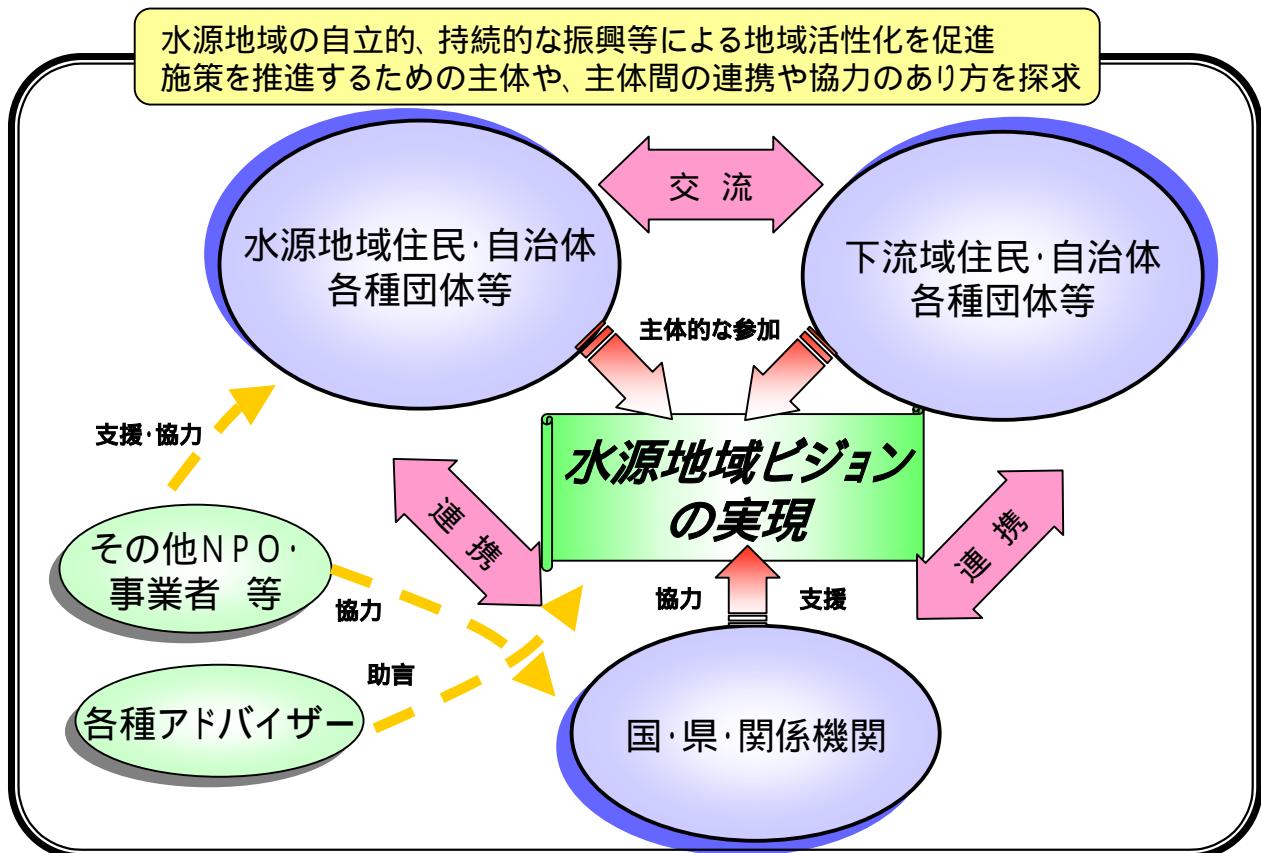
H16年4月に起ち上げた会議で、現在は片桐松川を活動拠点としているが、将来は小渋川も活動拠点とする予定。

2. 課題

- (1) 人口……………若年層の定住化対策
- (2) 産業……………通年で観光客が呼べる観光資源の創出
農林業等との連携を図り、地域資源を活かした観光の振興
- (3) 地形、自然……………豊かな自然を活かした観光・教育・体験活動等の振興
- (4) 地域活性化に向けた活動…個々に活動している民間団体の連携

水源地域ビジョンのあり方と視点(案)

ビジョン策定の概念図



ビジョンの目次項目(案)

1. はじめに 地域の現状・特性、周辺の現状・特性等
2. 水源地域の概要 地域活性化に向けた課題、既存計画・組織等
3. 水源地域の課題・動向
4. ビジョンの全体計画 全体構想、テーマと個別方針等
・様々な主体の連携による整備方針
・水を軸とした地域間交流の促進
・地場産業の振興及び育成
・豊かな自然や文化等の提供による地域活性化の促進 等
5. ビジョンの展開
6. 策定までの経緯等 施策、プロジェクト、アクション、
推進体制、スケジュール等

ビジョン策定にあたって以下の様な視点（切り口）が考えられる。

1) 小渋川流域住民、関係行政機関の連携

地域の民間団体同士及び行政機関が連携を図り、地域活性化に向けた活動を流域全体で行うこと

2) 天竜川水系小渋川の水を軸とした地域間交流の促進

都市住民を含めた他地域の諸団体等との連携を図り、地域活性化に向けた活動を広域的に行うこと。

3) 小渋川流域の産業の振興と育成

地場産業などの振興と育成により、観光客の増加、定住化の促進等を図り、地域活性につなげること。

4) 南アルプスの山々、小渋川、小渋湖などの自然環境や、地域で育まれている行事、風習などの文化環境の活用

全産業分野が一丸となって連携し、観光振興を意識した上で地域文化を保存活用していくこと。

5) 地域との連携を促進するための環境整備

地域との連携による小渋川・小渋湖の利活用を促進し、環境整備を行う。

水源地域ビジョンの背景・概要

主旨

- (1) 従来、ダムは治水、利水等主に下流地域の国土保全、国民生活の安定、産業経済の発展のために利用されてきました。
- (2) 21世紀においては、これらのダムの効果に加えて、ダム及び水源地域の豊かな自然、文化等を活用した地域の振興及び、バランスのとれた流域の発展を図ることにより、21世紀のグランドデザインの一部として機能することが期待されます。
- (3) このため、国土交通省は、直轄ダム、水資源機構ダムについて、地域ごとに、ダム水源地域の自治体等と共同で、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るために「水源地域ビジョン」を策定することとしました。
- (4) 水源地域ビジョンの策定・推進に当たっては、地方整備局が中心となり、流域住民、関係行政機関等と連携して、総合的な地域支援を実施して行きます。
- (5) 国土交通本省においては、ダム事業を所管する河川局、水源地域対策を所管する水資源部(水源地域対策課)、公園の整備等を所管する都市・地域整備局(公園緑地課)が連携して、支援を行います。

水源地域ビジョンの概要

- (1) 目標
ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るとともに、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることです。
- (2) 内容
ダム湖周辺の豊かな水辺と緑を活かした公園整備等地域の特色とダムを活かした連携によるハード整備・ソフト対策を行います。また、水を軸にした地域間交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等も行います。
- (3) 手法
水源地域ビジョンの策定・推進について、地方整備局が総合調整・支援を行うとともに、関係機関と連携し、人づくり・啓発活動、相談窓口の設置、情報発信等により水源地域ビジョンの推進を図ります。

対象ダム

- ・国土交通省所管の直轄ダム、独立行政法人水資源機構ダム

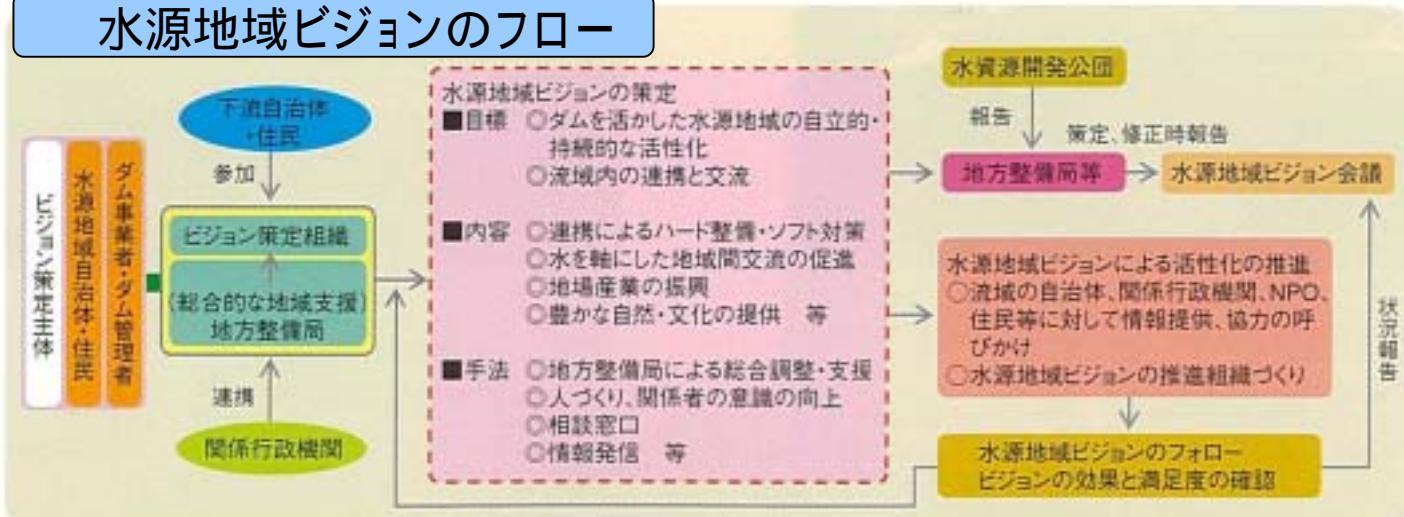
水源地域ビジョンとは

「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体や関係行政機関等に協力を求めながら、策定する水源地域活性化のための行動計画です。

水源地域ビジョンの概要図

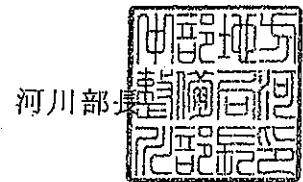


水源地域ビジョンのフロー



国部整河管第21号
平成13年5月28日

天竜川ダム統合管理事務所長 殿



「水源地ビジョン」による21世紀のダムづくりの推進について

標記について、土地・水资源局水资源部长及び都市・地域整备局长、河川局长より通知が、また、水资源部水源地域対策课長より「水源地域ビジョンの策定について」の通知があったので、併せて送付する。

なお、水源地域自治体への支援制度については、有効に活用が図られるよう、関係自治体への周知をお願いする。

国水対第 18号
国都公緑第 59号
国河環第 41号
平成13年4月12日

中部地方整備局長 殿

国土交通省
土地・水資源局水資源部長

都市・地域整備局長

河川局長

「水源地域ビジョン」による21世紀のダムづくりの推進について

21世紀のダム事業・ダム管理においては、従来からダムに求められていた治水、利水だけでなく、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水循環等に果たす水源地域の機能を維持するとともに、自然豊かな水辺環境や伝統的な文化資産等を国民が広く利用できるよう、ハード、ソフト両面の総合的な整備を実施し、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されている。

このため、土地・水資源局水資源部、都市・地域整備局及び河川局が協力して、別紙のとおり「水源地域ビジョン策定要綱」を定め、水源地域及び下流受益地の自治体、住民や関係行政機関等と広く連携し、ダム水源地域の活性化を積極的に支援していくこととしたので通知する。

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局におかれては、本要綱の趣旨を踏まえて、関係行政機関や流域の関係者の理解と協力を得ながら、水源地域の自治体、住民等と共同でダムごとに「水源地域ビジョン」を策定し、水源地域の活性化を積極的に推進されたい。

なお、水資源開発公団ダムについても、「水源地域ビジョン」の策定及び水源地域の活性化の推進に関して、所管の諸事業、施策等を活用して総合的な支援と適切な指導を行われたい。



(別紙)

水源地域ビジョン策定要綱

第1 目的

この要綱は、国土交通省所管の直轄ダム及び水資源開発公団ダムに関して、ダム事業者・管理者が水源地域の自治体等と共同で策定を行う「水源地域ビジョン」の基本的な事項を定め、水源地域及び流域の自治体、住民及び関係行政機関等と広く連携し、適切なダム管理及びダム（ダム湖及びダム周辺の施設等を含む。）を活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画である。

第3 対象ダム

(1) 国土交通省所管の直轄ダム、水資源開発公団ダムを対象とする。

(2) 全ての直轄及び水資源開発公団の管理ダムについて、おおむね5年以内に水源地域ビジョンを策定するものとする。なお、管理中のダムの「水源地域ビジョン」の策定にあたっては、次のいずれかに該当するダムを優先して行うものとする。

①ダム周辺環境整備事業に新規に着手するダム

②「地域に開かれたダム」に指定されたダム

③水源地域対策特別措置法施行以前に建設が開始され同法の対象となっていないダム等水源地域活性化を優先して推進する必要のあるダム

④水源地域の市町村や流域関係者が水源地域の活性化や上下流交流の活動に取り組んでいるダム

(3) 建設中のダムについては、管理に移行するまでに「水源地域ビジョン」を策定するものとする。

第4 「水源地域ビジョン」の策定方法（別添1「水源地域ビジョンのフロー」を参照）

(1) 「水源地域ビジョン」の策定主体は、ダム事業者・管理者、水源地域の自治体、住民等とする。

策定主体は、「水源地域ビジョン」の策定に際し、流域の自治体、住民、関係行政機関等に、参画を求めていくものとする。

(2) 「水源地域ビジョン」の策定にあたっては、(1)の趣旨を踏まえて、ダム事業者・管理者、流域の自治体、住民、関係行政機関、有識者等からなる組織（以下、「水源地域ビジョン策定組織」という。ダムごとに相応しい名称を付けること）を設置し、水源地域の関係者の意向を反映できる方法により行うものとする。

(3) 原則として、ダム事業者・管理者が「水源地域ビジョン策定組織」の事務局を受け持つものとする。

第5 「水源地域ビジョン」の内容

「水源地域ビジョン」には、ダム及びダム周辺の豊かな自然及び水源地域の伝統的な文化活動等を利用した水源地域の自立的、持続的な活性化の方策とともに、ダム事業者・管理者及び関係行政機関等が行う支援方策等を定める。

「水源地域ビジョン」は、人づくりや既存施設の有効活用の推進等のソフト対策に重点を置くものとする。なお、施設整備を伴う場合は、当該施設の有効利用のための方策や維持管理等について、「水源地域ビジョン」に盛り込むものとする。

さらに、流域の住民が「水源地域ビジョン」の趣旨を理解し、上下流交流や流域の環境保全に関する活動等に参加、協力しやすいような内容であることが望ましい。

(2) 「水源地域ビジョン」は、ダムごとに現状と課題を整理した上で、水源地域の活性化を推進する内容、手法等を盛り込むことが望ましい。

一般的には次のような項目が上げられる。

①水源地域ビジョンの内容

具体的な内容の例としては次のようなものがある。

ア 連携によるハード整備・ソフト対策

イ 水を軸とした地域間交流の促進

ウ 地場産業の振興

エ 豊かな自然、文化等の提供 等

②水源地域ビジョン実施の手法

具体的な実施手法の例としては次のようなものがある。

ア 地方整備局による総合調整・支援

イ 人づくり、関係者の意識の向上

ウ 相談窓口

エ 情報発信 等

③水源地域ビジョン実施のための役割分担、連携・協力の方法

④その他、水源地域の活性化に必要な事項等

第6 「地域に開かれたダム」等との調整

(1) 「地域に開かれたダム」に指定されたダム及びその整備計画を策定中のダムについては、「地域に開かれたダム」と十分に調整し、「地域に開かれたダム」で整備する施設等の利活用についても「水源地域ビジョン」に定め、ダム及び関連施設を有効に活用して、水源地域の活性化を推進するものとする。

(2) 水源地域対策特別措置法の指定ダムについては、「水源地域整備計画」(同法第4条)に基づく施設の利活用についても検討する等、「水源地域整備計画」と整合が図られたものとする。

第7 「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化の推進

(1) ダム事業者・管理者は、水源地域の自治体、住民等が行う水源地域の活性化のための活動を支援するとともに、流域の自治体、関係行政機関、NPO、住民等に対しても情報提供や活動への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

(2) 「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化の着実な実施と関係者間の役割分担、連携・協力を円滑に進めるために、水源地域ビジョン策定組織を活用する等して水源地域ビジョンの推進組織づくりを積極的に行うものとする。

第8 水源地域活性化の総合的な支援

- (1) 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（以下、「地方整備局等」という。）においては、「水源地域ビジョン」に基づく水源地域活性化を関係部、事務所等が連携して、総合的に支援していくものとする。このため、必要に応じ、水源地域の自治体等と設置する水源地域ビジョン推進組織に参画し、積極的な支援をするものとする。
- (2) 地方整備局及びダムごとに設置する水源地域ビジョン推進組織等に対して、水源地域活性化の円滑な推進のための指導等を行うことを目的として、国土交通本省内に水源地域ビジョン会議を設置するものとする。

第9 「水源地域ビジョン」の公表

「水源地域ビジョン」は、策定後、インターネットのホームページに掲載する等の方法により、一般にも公表し、水源地域ビジョンに基づく事業や活動に対して流域関係者等の協力や積極的な参加を呼びかけるものとする。

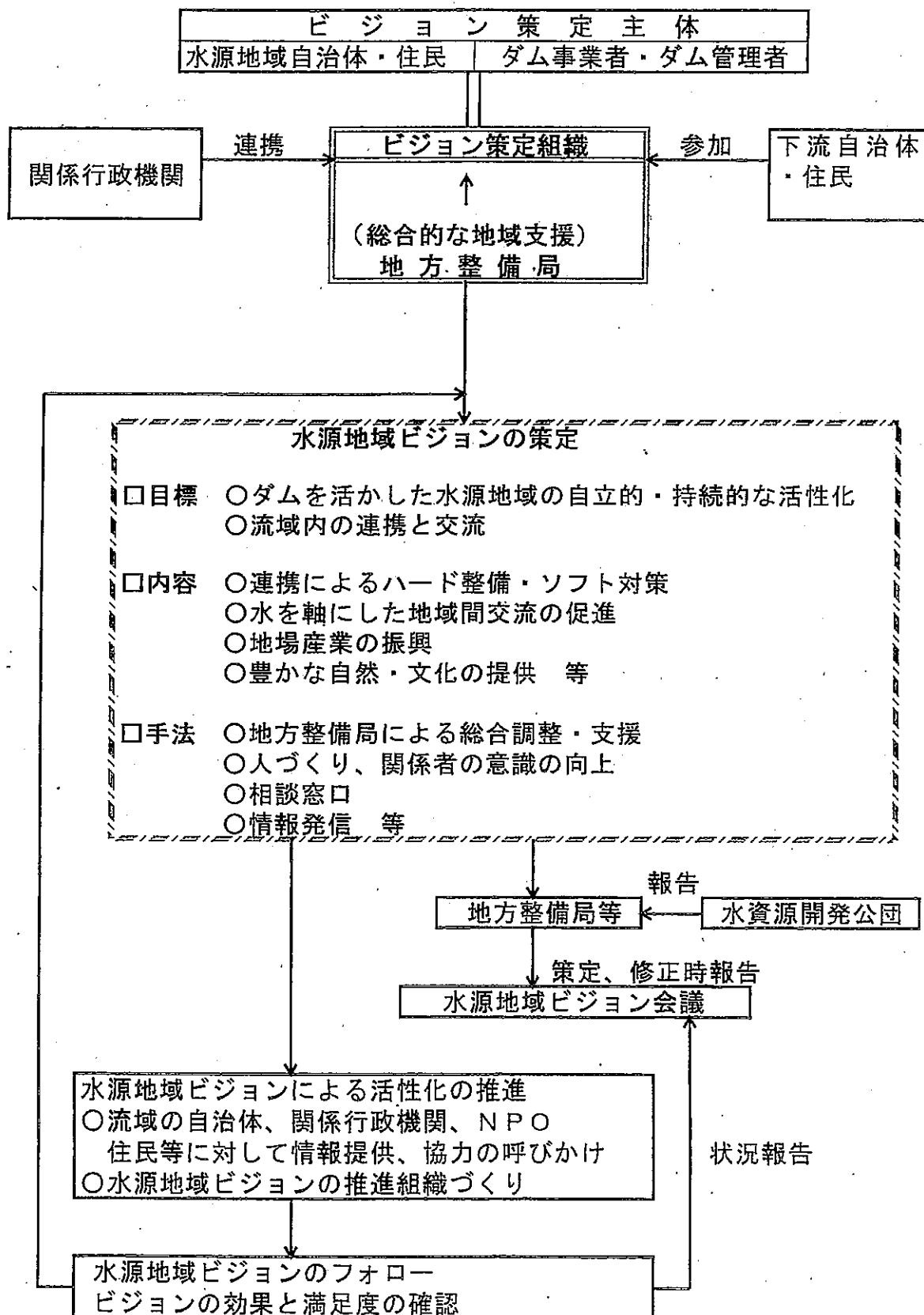
第10 「水源地域ビジョン」のフォローアップ

「水源地域ビジョン」に基づくハード事業やソフト対策の実施に際して、年度毎に目標達成状況のチェック、効果、水源地域の満足度等を確認し、必要があればビジョンの修正、追加等を行うものとする。

第11 「水源地域ビジョン」に関する報告

- (1) 水資源開発公団総裁は、ダムごとの「水源地域ビジョン」を策定した時及び修正した時には、水源地域ビジョンを添えて、当該ダム所在地の所管地方整備局長に報告するものとする。
- (2) 地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長（以下、「地方整備局長等」という。）は、水資源開発公団ダムを含めダムごとの「水源地域ビジョン」を策定した時及び修正した時は、水源地域ビジョンを添えて水源地域ビジョン会議に報告するものとする。
- (3) 地方整備局長等は、年度毎に「水源地域ビジョン」に基づく、事業等の実施状況及び水源地域活性化の達成状況等を水源地域ビジョン会議に報告するものとする。

別添1 水源地域ビジョンのフロー



全国のダム水源地域ビジョンの状況

1. 水源地域ビジョンの策定状況

国土交通省所管の直轄ダム、水資源機構ダムを対象として平成13年度から全国の23ダムにおいて策定が開始され、平成14年度に30ダム、平成15年度に37ダム、平成16年度9ダムが策定に着手し、平成16年5月末現在で、水源地域ビジョンは、全国54ダムで策定・公表されています。現在、残りのダムについても、ダム毎に水源地域ビジョンの策定組織が設立される等、策定作業が進められています。

2. 水源地域ビジョンの推進状況

現在、水源地域ビジョンの策定・公表されたダムの39ダムではビジョン推進組織を設立するなど、ビジョンの推進を行っています。例えば、相俣ダムでは、ダム湖の利活用の一環として、初めてダム湖を開放する「ダム湖面開き」の実施や水質浄化の取り組みとして「環境フォーラム」の開催を行っています。

3. 水源地ビジョン策定対象及び策定・公表ダム（平成16年5月末）

（対象ダムは、直轄・水資源機構のダム）

全体

	H13	H14	H15	H16	合計
策定対象ダム	23	30	37	9	99
上記の内 策定・公表済ダム	22	22	10	-	54

注) 現状から想定すると、H16には7~8割が策定・公表となる。

長野県内（策定対象ダムによる）

	H13	H14	H15	H16	合計
策定対象ダム	2	1	1	-	4
上記の内 策定・公表済ダム	2	1	0	-	3

水源地域ビジョン策定対象ダム

(平成16年5月末現在)

地方整備局	H13		H14		H15		H16以降
	直轄ダム	水機構ダム	直轄ダム	水機構ダム	直轄ダム	水機構ダム	直轄ダム
北海道開発局	金山ダム		桂沢ダム		美利河ダム		二風谷ダム
	漁川ダム		札内川ダム		十勝ダム		忠別ダム(建)
	大雪ダム		滝里ダム		豊平峡ダム		
			岩尾内ダム		定山渓ダム		
					鹿ノ子ダム		
東北地方整備局	御所ダム		玉川ダム		田瀬ダム		四十四田ダム
			湯田ダム		白川ダム		
			三春ダム		塞河江ダム		
					鳴子ダム		
					浅瀬石川ダム		
					七ヶ宿ダム		
					月山ダム		
					釜房ダム		
関東地方整備局	五十里ダム	草木ダム	川治ダム	矢木沢ダム	菌原ダム		品木ダム
	川俣ダム		藤原ダム	奈良俣ダム	二瀬ダム		
	相俣ダム		宮ヶ瀬ダム	下久保ダム			
				浦山ダム			
北陸地方整備局	大川ダム		大町ダム		三国川ダム		大石ダム
			手取川ダム		宇奈月ダム		
中部地方整備局	美和ダム	味噌川ダム	長島ダム	岩屋ダム	小渋ダム	阿木川ダム	
	横山ダム				新豊根ダム		
	蓮ダム				矢作ダム		
					丸山ダム		
					小里川ダム		
近畿地方整備局	猿谷ダム	布目ダム	天ヶ瀬ダム	高山ダム	九頭竜ダム	青蓮寺ダム	
		日吉ダム	真名川ダム	室生ダム		比奈知ダム	
				一庫ダム			
中国地方整備局	弥栄ダム		温井ダム		土師ダム		菅沢ダム
							八田原ダム
							島地川ダム
四国地方整備局		早明浦ダム	中筋川ダム	新宮ダム	柳瀬ダム	池田ダム	
					石手川ダム	富郷ダム	
					野村ダム		
					大渡ダム		
九州地方整備局	巣木ダム	寺内ダム	緑川ダム		竜門ダム		
	鶴田ダム		耶馬渓ダム				
	松原ダム						
	下筌ダム						
沖縄総合事務局			福地ダム		安波ダム		漢那ダム
			新川ダム		普久川ダム		
					辺野喜ダム		
小計	23ダム		30ダム		37ダム		9ダム
合計	99ダム						

赤字は、策定ダム(合計54ダム)

は、ビジョン推進組織設立(39ダム)

相俣ダム水源地域ビジョン

1. 「水源地域ビジョン」とは？

「水源地域ビジョン」とは、水源地域がダムを活かして、自立的・持続的に発展をするために、水源地域の上流に住む人たちと下流に住む人たちが交流しながら連携する行動計画です。

「水源地域ビジョン」は水源地域の自治体や住民がダム事業者・管理者と一緒にになって、下流の自治体や住民、関係する行政機関に参加を呼びかけながら策定をすすめています。

2. 相俣ダム水源地域ビジョン

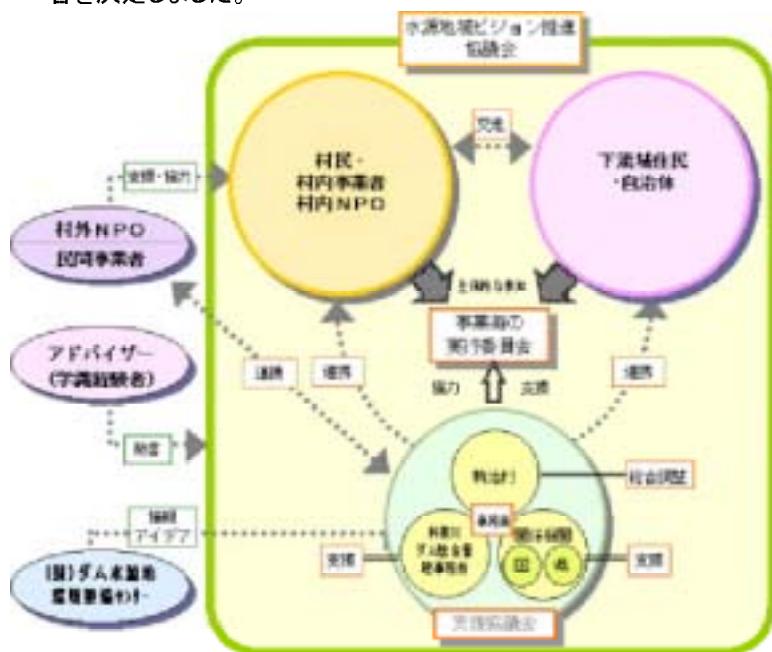
相俣ダムでは平成13年度に水源地域ビジョンを定め、相俣ダム水源地域の将来イメージに結びつく地域活性化のテーマを次のように決めました。

地域活性化のテーマ

- ① 美しく心地よい水源地域・新治
- ② 農業と歴史が織りなす魅力ある水源地域・新治
- ③ 躍動感溢れる水源地域・新治

3. 相俣ダム水源地域ビジョン推進協議会

平成14年度は、テーマに沿った事業が効果的に推進されるように、水源地域ビジョン推進協議会と、計画をサポートする支援協議会が設定され、今後実施する事業や実施主体、各事業を支援する機関と支援内容を決定しました。



平成14年度におこなわれた主な活動の概要**修景緑化活動等の推進と交流、水源交流の森づくり**

地区毎の修景緑化活動



赤や湖畔における修景緑化の促進

ウォーキングイベント交流の推進

ウォーキングプログラムの実施



ウォーキングネットワークの整備

ウォーターレクリエーションの推進

カッパ祭の開催



ウォーターレクリエーションイベントの実施

[水源地域ビジョンのトップへ戻る](#)

文字の上をクリックすると詳しい内容がご覧になります。

相模ダム水源地域ビジョンの事業イメージ



水源地域ビジョンのトップへ戻る

地区毎の修景緑化事業(猿ヶ京地区)活動報告

コスモス畠の整備



カッパ広場の花壇整備



細長い花壇は、一列に並んで等間隔にナデシコを植えている。

メインの花壇は、市松模様にサルビア、マリーゴールド、ナデシコを植えている。



炎天下のため、約3時間の作業で休憩を挟んでいます。休憩中に新聞社の取材を受けている。



メインの花壇の完成。

[ひとつ前へ](#)

赤谷湖畔における修景緑化の促進活動報告

湖畔遊歩道沿道の花植え

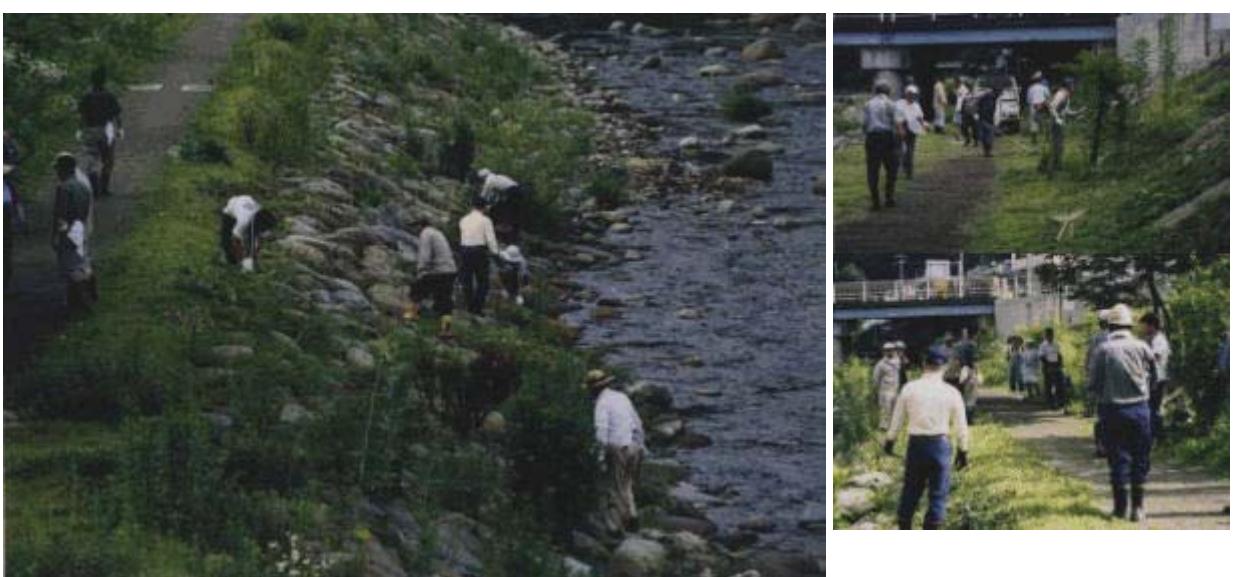
[ひとつ前へ](#)

地区毎の修景緑化事業(湯宿地区)活動報告

湯宿地区全体の花壇



河川清掃等



国道余地へのフラワーポットの設置

[ひとつ前へ](#)

ウォーキングプログラムの実施活動報告

ウォーキングイベントの実施

[ひとつ前へ](#)

カッパ祭活動報告

カッパ祭の開催



マスのつかみ取り



丸太切り



↑火おこし体験



↑祈願祭



ゲートボール大会



サッカーなどのゲーム



↑スイカ割り

ひとつ前へ

ヘラブナ釣り大会活動報告

ヘラブナ釣り大会の開催



[ひとつ前へ](#)

平成15年度 相俣ダム水源地域ビジョンの事業計画(案)

事業名称(実施主体)	主な実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
猿ヶ京地区の修景緑化事業 (猿ヶ京花と緑のネットワーク)	・コスモス畠 ・菜の花畠 ・空き地整備 ・花フェスタ猿ヶ京など												年間を通じて実施予定
湯宿地区の修景緑化事業 (湯宿花づくり委員会、湯宿河川管理委員会、湯宿温泉旅館組合)	・河川修景 ・沿道修景										5月～11月		
赤谷湖畔における修景緑化事業 (相俣地区住民、新治村観光協会)	・赤谷湖畔の修景緑化										5月～11月		
赤谷湖八景の選定 (新治村)	・八景の選定 ・イベントの検討							5月～8月					
水源交流の森づくり (新治村)	・国有林の活用可能箇所の把握 ・下流自治体への打ち調整など												年間を通じて実施予定
ウォーキングプログラムの実施 (新治ウォークラリー実行委員会、さいたま市、新治村)	・ウォーキングイベントの継続実施 ・地元組織の設立検討など											11/1 (土) 11/2 (日)	
ウォーキングネットワークの整備 (新治村)	・サイン整備 ・未整備ルートの検討												9月～3月
ヘラブナ釣り大会 (新治村観光協会、新治村)	・ヘラブナ釣り大会の開催		5/24 (土)										
カヌー・ポロ大会 (新治村)	・カヌー・ポロ大会の開催						7月 下旬						
Eボート大会 (新治村、利根川ダム統合管理事務所)	・Eボート大会の開催						7月 下旬						
カッパ祭 (新治村)	・カッパ祭の開催						7/27 (日)						
花火大会 (にいはる夏まつり実行委員会)	・花火大会の開催							8/2 (土)					
ウォーターレクリエーション教室、自然教室の開催 (にいはる自然学校等、新治村)	・様々なウォーターレクリエーション教室の開催										4月～11月		
ウォーターレクリエーション拠点施設の整備 (新治村)	・湖畔トイレ等の整備検討												9月～3月
地域間交流事業 (猿ヶ京花と緑のネットワーク、新治村)	・交流イベントの実施 ・修景緑化交流												9月～3月

各事業の実施日が決まりましたら、ホームページなどにより紹介させていただきます。

[水源地域ビジョンのトップへ戻る](#)

相俣ダム水源地域ビジョンの年間事業計画(平成16年度)

分類	事業名称（実施主体）	主な実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水源地 域環境 と交 流基盤 の充 実	猿ヶ京地区の修景緑化事業 (猿ヶ京花と緑のネットワーク)	・コスモス畑の整備 ・菜の花畑の整備 ・空き地整備 ・花フェスタ猿ヶ京など												
	湯宿地区の修景緑化事業 (湯宿花づくり委員会、湯宿河川管理委員会、湯宿温泉組合)	・湯宿地区全体の花植 ・河川清掃等				5月～11月								
	赤谷湖畔における修景緑化事業 (相俣地区住民、新治村観光協会)	・赤谷湖畔遊歩道への花植				5月～11月								
	赤谷湖八景の選定 (新治村)	・八景の選定 ・イベントの検討			4月～3月									
	水源交流の森づくり (新治村)	・国有林の活用林野の確保 ・活動（交流）方法の検討など				年間を通じて実施予定								
	ウォーキングネットワークの整備 (新治村)	・サイン整備 ・未整備ルートの検討			4月～3月									
	ウォーターレクリエーション拠点施設の整備 (新治村、利根川ダム統合管理事務所)	・湖畔トイレ等の整備						9月～3月						
	ウォーキングプログラムの実施 (新治ウォークラリー実行委員会：さいたま市、新治村)	・ウォーキングハイキングの継続実施 ・地元組織の設立検討など								11月予定				
地 域 振 興 及 び 交 流 事 業 の 推 進	ヘラブナ釣り大会 (新治村観光協会、新治村)	・ヘラブナ釣り大会の開催			5月22日									
	カヌーポロ大会 (新治村、利根川ダム統合管理事務所)	・カヌーポロ大会の開催					7月3日 7月4日							
	Eボート大会 (新治村、利根川ダム統合管理事務所)	・Eボート大会の開催						7月25日						
	カッパ祭 (新治村)	・カッパ祭の開催					7月25日							
	花火大会 (にいはる夏まつり実行委員会)	・花火大会の開催						8月8日						
	自然体験・学習アドベンチラの実施と水辺広場の利用促進 (にいはる自然学校等、新治村)	・様々なウォーターレクリエーション教室の開催			4月～11月									
	流木の活用 (新治村、利根川ダム統合管理事務所)	・流木の配布 ・流木アートイベントの開催					7月～8月							
	音楽交流 (猿ヶ京温泉夢未来)	・森・山・川の音楽会 ・クリフサイドコンサートの開催			4月～8月									

事業の詳細については、各実施主体へお問い合わせ下さい。

味噌川ダム水源地域ビジョン

『木曽川源流の里ビジョン』

水源地域ビジョン策定の背景

21世紀のダム事業・ダム管理においては、従来からダムに求められていた治水、利水だけでなく、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水源涵養など水循環に果たす水源地域の機能を維持するとともに、水や緑の豊かな自然や伝統的な文化を国民が広く利用できるよう、ハード、ソフト両面の総合的な整備を実施し、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されています。このため、国土交通省では、直轄ダム、水資源開発公団（現独立行政法人水資源機構）のダムについて、地域ごとに、ダム水源地の自治体等と共同で、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るための「水源地域ビジョン」を策定することとしています。

基本方針

~先ずは~

地域を知り、地域に誇りを持とう。

活性化とは村民がこぞって木祖村に誇りを持つことです。木祖村には自然や文化、人材などの資源がたくさんあります。こうした地域の宝、子どもから大人まで、多くの村民が気づき誇りを持てる村にしていきます。

また、住民がまちづくりに参加している姿が見えると、まち全体に元気が出ます。住民の意識改革を進め、まちづくりや活性化への住民参加を促し、住民パワーを村の外や内に常に示していきます。

地域の宝を探し、磨き上げる。

基本方針

~次に~

地域資源を活かし、地域経済の活性化を図ろう。

埋もれている地域の宝を掘り起こし、上下流交流や都市・農村交流など外部との交流の機会に活用します。これにより、交流人口を増やしたり特産品の販売を促進し、地域経済の活性化を図ります。

1. 遊木民プロジェクト

(仲間作り、情報収集・発信)

村民が村の活性化について考え、議論する場「木曽川・水の始発駅フォーラム」を企画・運営するプロジェクトです。

「木曽川源流の里ビジョン」の実現に向け何をすべきか、村民自らが探り、実現化の方策を検討するとともに、協力してくれる仲間作りを進めます。

また、様々な取り組みの基礎情報となる木祖村の地域情報の収集、活性化に関する取り組みの村内外への情報発信を行います。

遊木民
プロジェクト-1
仲間作り

「木曽川・水の始発駅フォーラム」

ボランティア募集「遊木民集まれ」

人材バンク（発掘・登録）の整備

地域案内人制度の検討

遊木民
プロジェクト - 2
源流のかわら版作り

情報収集

- ・都市住民や下流住民のニーズの把握
- ・民話等の昔話、言い伝え等を掘り起こす。
- ・木祖村の名勝発掘プロジェクト
(村の名所、知られざる美しい所等の掘り起こし)

村民からデータを集める。

「源流の里マップ」づくり

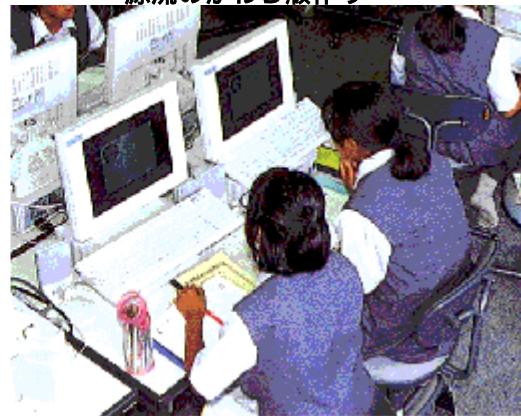
情報発信

- ・「木曽川・水の始発駅フォーラム」の議論を村民に情報発信
- ・ホームページPR
- ・専門家によるPR方法の再検討
- ・四季のアレンジ
- ・サインづくり

仲間作り



源流のかわら版作り



2. 四季の彩プロジェクト

(景観形成、遊木民プロジェクト(仲間作り、情報収集、発信))

源流の里木祖村として、ふさわしい環境や景観の保全と創造を検討するプロジェクトです。

源流地域としての川や森のあるべき姿を、生態系の保全や子どもたちの教育、季節変化に富んだ景観、歴史的な景観といった視点から探し出します。

<p>四季の彩 プロジェクト - 1 木曽川環境整備</p>	<p>源流(川)の夢づくり...将来像づくり 住民参加の清掃活動(クリーンアップ作戦) 川に限らず主要道路周辺のクリーンアップ ゴミゼロ運動(春)をもう1回増やす ボランティア募集「遊木民集まれ」</p>
---	--

<p>四季の彩 プロジェクト - 2 森作り</p>	<p>育林・植林の環境プロジェクトの実施 ...日進市森林ボランティアと協力 紅葉の里山づくり ヤマボウシ、ヤマザクラの植樹</p>
---	--

<p>四季の彩 プロジェクト - 3 花咲く村作り</p>	<p>やぶはら花街道整備 「花咲く村作りの会」の活動支援 一万本の桜の植樹 リンドウの里作り</p>
--	--

<p>四季の彩 プロジェクト - 4 動植物の生息空間づくり（ビオトープ整備等）</p>	<p>川のビオトープ整備 里山づくり ホタルの里づくり 街中へ水路を整備 (日常生活における水との共生)</p>
---	--

<p>四季の彩 プロジェクト - 5 モニュメント整備</p>	<p>シンボル的なモニュメントの整備</p>
--	------------------------



森作り

花咲く村作り

Top

戻る

3 源流の里 体験・学びプロジェクト

(体験学習プログラム開発)

源流の里の豊かな地域資源を活かした体験・学習プログラムの開発を進めるプロジェクトです。村の生業（木工業、農業、林業）や暮らし（歴史、伝統文化）、自然（森、川、湖）などの多様な資源を掘り起こし、人材をネットワークすることで、都市や下流地域との交流活動において必要となる体験学習プログラムを開発します。

源流の里 体験・学び プロジェクト - 1 体験の村作り

各種体験プログラムの開発

- ・ 山（林業）の体験
- ・ 川の体験
- ・ 土（農業）の体験
- ・ 動物とのふれあい体験
- ・ 暮らし体験
- ・ 遊びの体験

探検プログラムの開発

カヌー、サイクリングなど四季折々の探検メニュー

源流の里 体験・学び プロジェクト - 2 総合学習支援

木祖村をフィールドとした総合学習の促進

源流の里 体験・学び プロジェクト - 3 湖面・水辺利用促進

奥木曽湖や木曽川の水辺利用の促進

源流の里 体験・学び プロジェクト - 4 林道活用促進

鉢盛山ハイキングの促進

源流の里 体験・学び プロジェクト - 5 俳句の里PR

鳥居峠の俳句大会

源流の里 体験・学び プロジェクト - 6 もてなしの環境作り

観光施設の無料化の検討（期間限定）

ボランティアによる出店の検討（賑わいの演出）

体験の村作り



もてなしの環境作り



4 食の塩梅塩梅プロジェクト

(商品開発)

特産品の開発と販売促進を検討するプロジェクトです。
木祖村の食文化の掘り起こしや、地場の素材を活かした新たな料理の開発、土産品の開発などを進めます。
また、特産品の販売ルートの開拓や販売所の整備についても検討を進めます。

食の塩梅 プロジェクト - 1 名産品開発	食（食文化）の掘り起こし
	おいしいものづくり
	特産品づくり（山菜づくり）
	おいしい水（天然で飲めるように）

食の塩梅 プロジェクト - 2 産直の販売所の整備	ふれあい広場整備
--	----------

食の塩梅 プロジェクト - 3 産直のしくみづくり	販売ルートの検討
--	----------

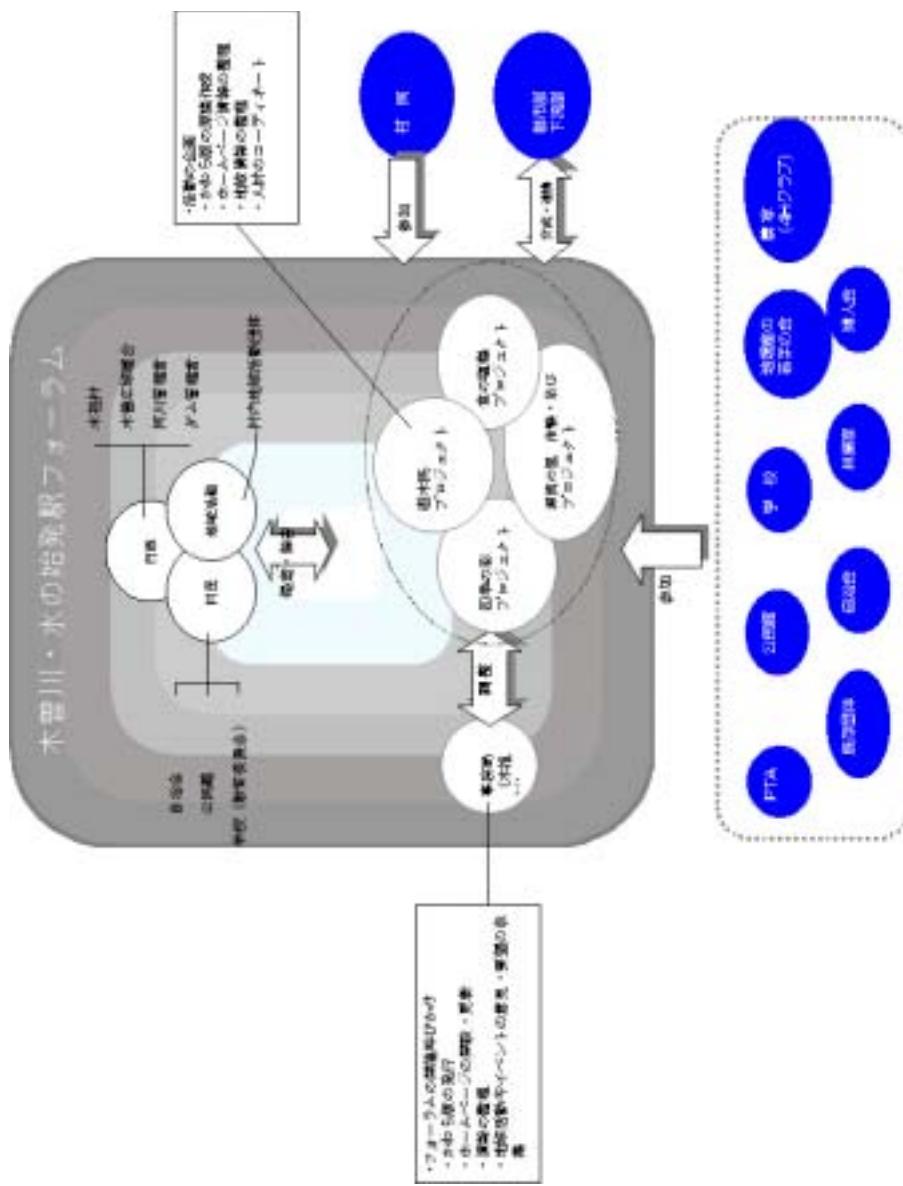
おいしいもの作り

食（食文化）の掘り起こし



今後の推進体制

木祖村原流の里ビジョン"の推進にあたっては、"木曾川・水の始発駅フォーラム"を立ち上げ、本ビジョンで抽出された各プロジェクトについての詳細検討、実現化、見直し等を行ないます。また事務局は、木祖村のメンバーコンソーシアム構成は、木祖村源流の里ビジョンの検討メンバーを中心に、一般公募の村民、地域づくりや地域改善の活動団体に参加を呼びかけ、村民を中心とした企画・運営組織の形成を図ります。



協議会の構成について

協議会構成の考え方

協議会の構成員は、水源地域ビジョンの主旨を踏まえ、学識者及び学識経験者、行政関係機関（首長・議長、県、国）民間等（公募又は推薦）の委員で構成する。

行政関係機関の委員は、上伊那及び下伊那の関係機関に対して要請を行う。

民間等委員は、公募または町村からの推薦とする。

- 原則として、多くの声を聞くため公募・推薦は出来る限り団体を対象とする。

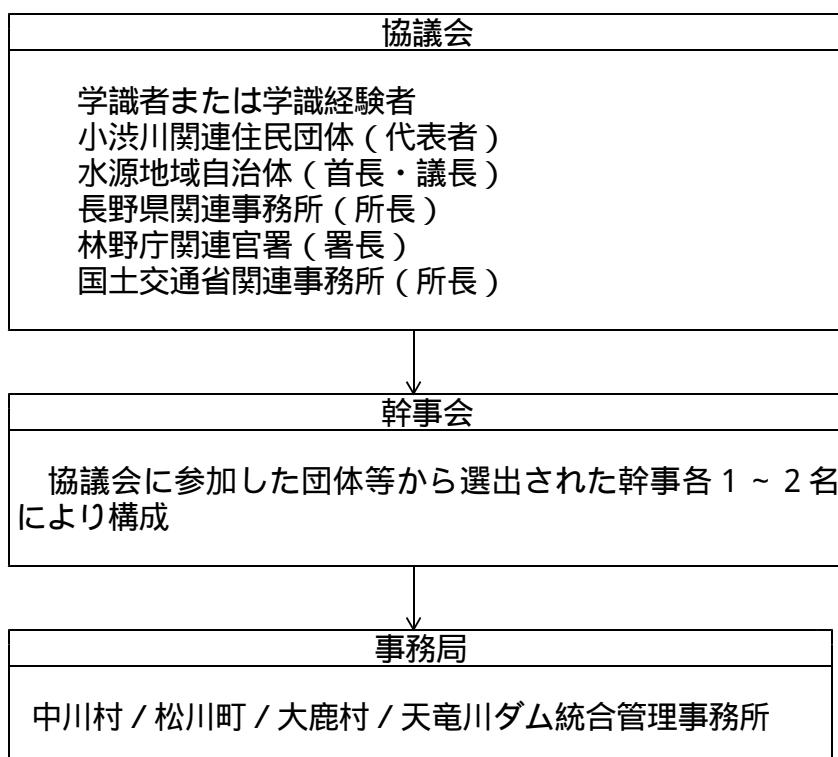
事務局について

- 事務局は3町村と天竜川ダム統合管理事務所で運営する。

公募の方法

- 平成16年7月26日（月）～平成16年7月30日（金）の期間に、地元を中心とした団体等を公募した。（次ページ参照）

協議会の構成



平成16年 7月26日
中川村 松川町 大鹿村
天竜川ダム統合管理事務所

小渋ダム水源地域ビジョン協議会（仮称）の委員等の募集について

1. 概要

中川村、松川町、大鹿村及び国土交通省天竜川ダム統合管理事務所においては、小渋ダム周辺地域の振興と持続的な発展等を目的とした「小渋ダム水源地域ビジョン（仮称）」の策定を目指しています。

当該ビジョンの策定にあたっては、学術経験者、地元の団体、地方自治体関係者、国の関連官署を構成の委員とした「小渋ダム水源地域協議会（仮称）」を設置し、審議等を行う予定です。

本募集は、上記の目的等のため、地元の団体の委員等の公募を行ふものです。

2. 応募に対する条件

下記の条件について、**と**、**並びに**、**の少なくとも一項目を、すべて満足すること。**

小渋川周辺地域の振興等に対して、意見等を広く陳述する能力を有する団体等であること。

審議の進展に応じて所属団体等だけでなく関連団体等の意見等を集約する能力を有すること。

天竜川水系上流部等において河川に関連した各種事業等に知見を有する、または、同等の知見を有する団体等であること。

協議会及び幹事会に対して、同一の団体内において、委員及び幹事を打合せ毎に独立して派遣できる団体等であること。

3. 就任に対する条件

下記の条件をすべて満足すること。

委員または幹事の所属する機関等の責任者の就任承諾を必要とする。

協議会の予定は、概ね1年を予定しているが、進捗の状況によって延長することがあるので対応可能であること。

4. 応募方法及び選考結果の通知等

募集期間：平成16年7月26日（月）～平成16年7月30日（金）17:00

提出書類等：別紙及び条件に合致することを証明する書類（様式自由）

選考方法：中川村長、松川町長、大鹿村長及び天竜川ダム統合管理事務所長による協議より決定します。

提出方法：持参、FAX及び電子メール（7月30日17:00まで）郵送（最終日の消印有効）

提出先：国土交通省 天竜川ダム統合管理事務所 管理課

結果の通知：就任をお願いする団体等に対してのみ、平成16年8月9日（月）16:00までに電話で連絡します。

5. 問合せ先

中川村 建設課 課長 市瀬

長野県上伊那郡中川村大草4045-1

電話：0265-88-3001 FAX：0265-88-3890 電子メール：info@vill.nakagawa.nagano.jp

松川町 建設水道課 課長 宮下

長野県下伊那郡松川町元大島3823

電話：0265-36-7028 FAX：0265-36-5091 電子メール：miyashita.y@matsukawa-town.jp

大鹿村 産業建設課 課長 長尾

長野県下伊那郡大鹿村大河原354

電話：0265-39-2001 FAX：0265-39-2269 電子メール：nagao.m@vill.ooshika.nagano.jp

国土交通省 天竜川ダム統合管理事務所 管理課 課長 北澤

長野県上伊那郡中川村大草6884-19

電話：0265-88-3743 FAX：0265-88-3697 電子メール：kitazawa-t85aa@cbr.mlit.go.jp

6. その他

委員及び幹事には、所属する団体等の規則に従い、打合せの都度、謝金及び交通実費を支給する準備があります。

応募された団体等の数が2団体以下の場合は、中川村長、松川町長、大鹿村長の推薦のあった団体等を公募の団体とします。また、学術経験者等は、1名程度を予定しており、事務局において別途依頼をする予定です。

小渋ダム水源地域ビジョン協議会（仮称）民間団体等の公募結果

募集については、下記の1団体のみの応募があった。

・市民団体 天竜川ゆめ会議

そのため、募集要項6. に従い各町村より、下記のように推薦を受けて公募団体とした。

・中川村渡場地区 中川村推薦

・中川村桑原地区 中川村推薦

・松川町生田 生東区 松川町推薦

・大鹿村観光協会 大鹿村推薦

以 上